

生徒心得

I 学校生活

1 学校生活は、人格完成を目指す学習の場としての秩序を保つために、次の事項を守る。

(1) 始業は8時30分である。

最終下校時刻は17時とする。

そのため下校時刻10分前までには校内での諸活動はやめ、速かに帰宅する。

(2) ア 最終下校時刻以後部活動を行う場合は、その終了時刻は夏期（3月1日から2学期中間考査発表前日まで）は18時30分、冬期（2学期中間考査最終日から3学期2月末日まで）は18時とし、完全下校時刻はその30分後とする。

イ 定期考査発表日から考査終了前日まで、業後及び早朝の部活動は原則として行わない。ただし、特に公式戦等必要と認められる場合は業後1時間30分（更衣、グラウンド整備等を含む）に限り、後者については7時30分～8時15分に限り活動することができる。

ウ 部活動以外の活動については別途定める。

(3) 欠席、遅刻するときは、保護者が、始業10分前までに学校へ連絡する。連絡できなかった場合は、登校後担任に届け出る。

(4) 遅刻をした際は、職員室にて遅刻受付を行う。入室許可証に必要事項を記入し、担任もしくは教科担任に提出する。

(5) 早退、欠課をする場合は、事前に担任に申し出て許可を受ける。

(6) 登校後の外出は、担任に申し出て「外出許可証」の交付を受ける。

(7) 父母等の祭忌については、つぎの範囲内で忌引きの扱いを受けることができる。この場合、あらかじめ担任を通じて届け出る。

父母の忌 5日

祖父母の忌 3日

兄弟姉妹の忌 3日

おじ・おばの忌 1日

曾祖父母の忌 1日

その他同居親族の忌 1日

父母の祭祀 1日

ただし特別の事情のある者は、学校長の許可を得て、延長することができる。

(8) 住所の変更、家族、保証人等の異動があったときは、担任に届け出る。

(9) 試験、考査等を受けるときは、日頃の勉強の成果を十分発揮し、不正行為はしない。

(10) 印刷物を掲示、配布、または発行しようとするときは、関係教諭の指導を受ける。

(11) 校外活動を行うときは、関係顧問の指導を受け、学校長の許可を得て実施する。

(12) 学校生活に必要なもの、有害なものは持ち込まない。携帯品はすべて質素を旨とし、氏名等を明記する。

(13) 公共の施設を愛護する。誤って校舎・校具・窓ガラス等を破損したときは担任に申し出る。この場合、修理、補充の実費負担を原則とする。

2 台風等異常気象時における対応について

「暴風(雪)警報」、「警戒レベル4以上または特別警報」が尾張西部・東部のいずれかの市町村に発表された場合の対応については、以下のとおりとする。なお、尾張西部・東部以外の地域に居住している生徒は、居住地域あるいは通学経路に警報等が発表された場合は、学校に連絡をして指示を受ける。

(1) 「暴風(雪)警報」が発表された場合

ア 登校する以前に発表されている場合

- (ア) 6時30分までに解除された場合は、平常どおり授業を行う。
- (イ) 6時30分以降午前11時までに解除された場合は、解除後2時間を経て授業を始める。
- (ウ) 午前11時以降警報が継続されている場合は、当日の授業を行わない。
- (エ) 上記(ア)、(イ)の場合、通学路の冠水・河川の増水等により、登校が危険なときや交通機関の途絶等により登校が困難な生徒については、登校せずに学校へその旨を連絡する。

イ 登校後に発表された場合

- (ア) 気象・交通機関及び通学路の状況等から生徒を安全に帰宅させられると判断したときは、授業を中止し速やかに下校させる。
 - (イ) 通学路が危険と認められるときや通学距離等により帰宅が困難と認められるときは、当該生徒を校内において待機させる。
- (2) 「警戒レベル4以上または特別警報」が発表された場合

ア 登校する以前に発表されている場合

- (ア) その日の授業は行わない。
- (イ) 解除後の授業の開始日等については、本校ホームページやきずなネット等により連絡する。

イ 登校後に発表された場合

即刻、授業を中止し、生徒の生命及び安全を確保する最善の対応(校内待機、校外の避難場所への移動、保護者への引き渡し等)を迅速に行う。

また、上記(1)、(2)の場合以外であっても、大雨等の異常気象によって生徒の安全確保に困難が予想される場合にあつては、休業や授業を中止する場合もありうる。

3 校外生活においては、本校生徒としての自覚を失わず、責任と規律ある生活を営むため、次の事項を守る。

- (1) 生徒手帳、身分証明書は常時携帯する。
- (2) 不健全な遊戯場や飲食店には出入りしない。
- (3) 飲酒、喫煙、薬物乱用などをしない。
- (4) アルバイトは届け出制とする。
家庭の経済的理由等によりアルバイトを必要とする者は担任、生徒指導担当等と相談のうえ、保護者の承諾を得てアルバイト届を提出する。無届けのアルバイトはおこなわないこと。
- (5) 100km以上の旅行は所定の手続きにより、学生割引証の交付を受けることができる。(ただし、観光目的では交付されない)
- (6) キャンプ、登山、スキー等については、適切な指導者の同行を要する。

II 交通に関する事項

身近な所で頻発する交通事故はもはや他人事ではなくなってきた。

かけがえのない生命を守るため、交通のルールを守り、細心の注意を払い、時間的余裕を持って登校する。

1 自転車通学について

- (1) 許可申請並びに取消しの手続きはすべて生徒指導部を通して行う。
- (2) 許可を受けようとする際は、条例により定められた責任賠償保険に加入していなければならない。また、許可を受ける自転車は防犯登録されたもので、利用の際にはヘルメットを着用することが望ましい。
- (3) 許可証は各自で所定の場所に取り付け、再交付の必要が生じた場合は担任に届け出る。
- (4) 許可を受けた者は安全に通学するために次の事項を守らねばならない。

守れない場合は、許可の取消しをすることもある。

- ア 自転車は完全に整備する。(ライト、プレーキ、ベル、錠、反射鏡、等)
- イ 雨天時は、雨合羽を着用する。
- ウ 交通法規を順守する。
- エ 校内では指定された場所に整理して置く。
- オ 事故、違反などをした場合は直ちに事故報告書を提出する。

2 原付オートバイ等について

免許証を取らない、車を購入しない、運転しない、乗せてもらわない。(四ない運動)

III 服装規定

服装は質素を旨とし、高校生としての品位を損なわないこと。

1 制服

(1) 新制服

- 本校指定のジャケット、スラックス、スカート、Yシャツ、ブラウス、ポロシャツ、ネクタイ、リボン、ベスト、カーディガンを状況に応じて選択し、正しく着用する。
- 制服、その他の加工はしない。
- 着用の詳細は別に定める。

(2) 旧制服

ア 冬服

- 学生服は黒の詰襟とし、校章入のボタンを使用する。校章バッジを右襟に付ける。
- セーラー服は濃紺または黒とし、胸当を付け、えりには白線3本を入れ、カフス、ポケットには線を入れない。黒のネクタイひもで結ぶ。スカートはひだスカートとし、ひだは24本位とする。校章バッジを胸ポケットに付ける。

イ 夏服

- 開襟シャツまたはカッターシャツは白無地とし、ズボンは冬服に準じたものを用いる。
- セーラー服は白無地とし、えりは冬服と同じ型のものを用い、取りはずしができるようにする。黒のネクタイひもで結ぶ。スカートは冬服に準じたものを用いる。
- 開襟シャツ、カッターシャツ、セーラー服いずれも胸ポケットにプレス校章を付ける。

ウ その他

- 3年生も新制服の着用を認める。その場合は新制服の規定に従うこと。

2 更衣

- (1) 更衣時期は特に定めない。ただし、式典等公式な場においては5月～10月は夏服、11月～4月は冬服を着用する。

3 靴及び靴下

- (1) 運動靴または革靴を標準とする。
- (2) 上履きは指定されたスリッパを用いる。
- (3) 靴下は華美なものを避ける。

4 防寒具

- (1) コート・ジャンパーの類は、登下校時に使用してもよい。使用にあたっては、華美なものを避け、高校生として品位を損なわないものとする。
- (2) 新制服は学校指定のカーディガン、ベストを認める。旧制服はカーディガン、セーター及びベストは無地のものとし、次の色を認める。(紺・黒・グレー・ベージュ・白)。ただし、着用の際には必ずえりを出すこと。

5 その他

- (1) パーマネント、頭髪の染色・脱色、化粧、マニキュア、ピアス等をしない。
- (2) 体育時の服装は別に指示する。
- (3) 正当な理由がある場合は異装が認められる。その場合は、まず 担任に申し出る。

IV 改正または廃止の手続き

- 1 生徒会は、議員を通じて生徒の意見を集約し、生徒議会を招集して生徒心得の改正または廃止の承認を得た後、校長に対し生徒心得の改正または廃止を求めることができる。
- 2 校長は、前項の規定に基づく要求があったとき、または見直しが必要になったときは、適切な方法（アンケート等）で生徒や保護者から意見を聴取するとともに、学校評議委員会等でその内容について議論するものとする。
- 3 校長は、学校評議委員会等の意向を踏まえ、生徒心得の改正または廃止について決定するものとする。
- 4 前項の決定にあたっては、議論の経過および決定理由について、生徒および保護者に説明するものとする。